

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
 ≪2024. 12月号≫



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
 ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

ハローワーク秋田の
 各種情報はこちら!



当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

秋田県の**特定最低賃金**が変わります。

~特定4業種の改定が**令和6年12月25日**から発効~

秋田県最低賃金 (すべての産業に適用されます)

令和6年
 10月1日から
 時間額

951円



最低賃金未満の労働契約は無効です。

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金



秋田労働局HP

特定最低賃金 令和6年12月25日発効	最低賃金額 (時間額)	適用する使用者	適用除外労働者
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	1,011円	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県最低賃金が適用になります (1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	958円		
自動車・同附属品製造業	1,020円		
自動車 (新車)、自動車部分品・附属品小売業	980円		



お問い合わせ先

秋田労働局賃金室 TEL 018-883-4266

・秋田労働基準監督署

TEL 018-865-3671

年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大50万円助成します！

年収の壁対策の取組を行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆様においては、**人手不足の解消に！**



キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

※令和6年10月の社会保険の適用拡大に伴って、新たに加入対象となる労働者に対して以下の取組を行う場合、本助成金を活用できます。

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成します。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当等) 他	2年目 20万円 (注)
③ 賃金を 18%以上 増額 (労働時間延長による手取り増も含む)	3年目 10万円

(注) 1, 2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請 (1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

本人負担分の保険料相当額を上限として、社会保険料の算定対象としない取扱いを受けられる手当 (標準報酬月額10.4万円以下の者に限る)。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①、2年目に(2)の助成も受給可 (併用メニュー)。
 (上述を除き、1人に対して2つのメニューの助成は受けられません。)

※ 令和8年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、加入する者への取組が助成対象になります。

【注意点】

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

【手続き】

- ・助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください。
 ※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで (令和6年10月1日加入の場合、同年9月30日まで)。
- ・取組を6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

対象者以外にも賃上げを行う場合の本助成金の活用方法

○非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定 (賃金テーブル等) を増額改定する場合、キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) を併用することもできます。

<例> パート従業員全員 (40人) の時給を**5%UP** (例: 1,000円→**1,050円**) させる場合

- ・新たに社会保険に加入するパート従業員 **8人**
 - うち、労働時間を延長できる **3人** ▶ 3時間延長 + 5%賃上げ ▶ **労働時間延長メニュー**
 - うち、労働時間の延長が難しい **5人** ▶ 5%賃上げ
 - ・既に社会保険に加入しているパート従業員 **32人** ▶ 5%賃上げ
- ▶ **賃金規定等改定コース**
 キャリアアップ助成金の別のコースを活用

【注意点】

改定後最低賃金の発効日以後、改定後最低賃金額までの賃金引上げ分は、助成金の要件である「賃上げの取組」に含めることはできません。

対象となる労働者をチェックしましょう!

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※3等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長メニュー

(1)(2)の併用メニュー

(1)手当等支給メニュー

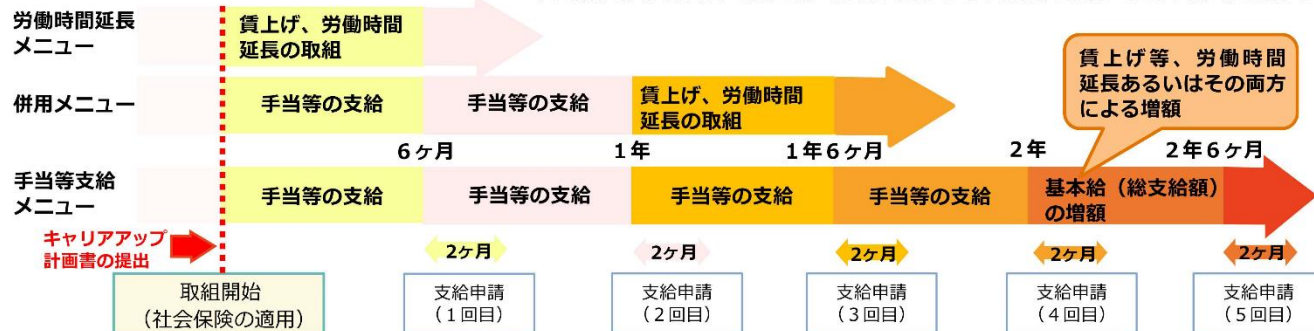
社会保険適用に関する支給要件には該当しません。本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の適用対象者（フルタイム従業員、週の所定労働時間及び月の所定労働日数がフルタイム従業員の4分の3以上の者）が常時101人以上（令和6年10月以降は51人以上）の企業等の場合、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上の者であること（学生、雇用見込み2か月未満の者を除く）。同適用対象者が常時100人以下（令和6年10月以降は50人以下）の企業等の場合、上述の厚生年金保険の適用対象者に該当する者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ計画書※を事前に作成・提出しましょう!

※雇用保険適用事業所単位でキャリアアップ管理者を設置し、労働者代表者の意見を聞いて作成する計画のこと。

○ 取組開始日の前日までに、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局へ提出してください。
(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください)



申請様式や事業主の皆様からよくある質問について Q&A を掲載しています。

「キャリアアップ助成金」厚生労働省 HP



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

さあっ、進もう！
ハラスメントのない
あかるい社会へ



厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

また、厚生労働省では、ハラスメント防止対策の取組の参考としていただけるパンフレットや研修動画などを提供しています。詳しくはポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

NO あかるい職場応援団

ハラスメント

(<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)

NOハラスメント



お問い合わせ先 秋田労働局雇用環境・均等室 TEL 018-862-6684



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年10月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.38倍と前年同月比で0.10ポイント低下。

1 求人動向

○新規求人数は、3,324人と前年同月比で1.4%増加。
・宿泊業、飲食サービス業、建設業、情報通信業等は増加、運輸業、郵便業、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉は減少。

○有効求人数は、7,889人と前年同月比で6.2%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,355人と前年同月比で0.2%増加。
・フルタイム求職者が1.4%増加、パート求職者は1.9%減少。
・事業主都合離職者(常用)が3か月連続で減少。

○有効求職者数は、5,699人と前年同月比で0.5%増加。
・雇用保険受給者実人員が8か月連続で減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率(%)	増減数(人)
D 建設業	312	23.8	60
E 製造業	185	17.1	27
G 情報通信業	53	23.3	10
H 運輸業、郵便業	158	▲31.3	▲72
I 卸売業、小売業	566	6.0	32
J 金融業、保険業	50	6.4	3
M 宿泊業、飲食サービス業	526	31.5	126
P 医療、福祉	574	▲2.4	▲14
R サービス業(他に分類されないもの)	530	▲17.3	▲111
S・T 公務、その他	64	14.3	8
全産業合計	3324	1.4	45

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計	在職者					無業者
			在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数(常用)		1,345	495	700	187	474	10	150
前年同月比	増減率(%)	0.8	6.5	▲4.9	▲8.8	▲2.3	▲33.3	12.8
	増減数(人)	11	30	▲36	▲18	▲11	▲5	17

■有効求人倍率(全数)の推移

